

令和7年度使用静岡市教科用図書の採択の基本方針

1 趣旨

静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条、第14条、第16条、第17条に基づき、令和7年度から静岡市立の中学校で使用する教科用図書採択を行うため、次のとおり方針を定める。

2 採択の基本原則

- （1）採択は、教育基本法（平成18年法律第120号）、文部科学省が定めた中学校学習指導要領（平成29年3月告示以下「学習指導要領」という。）、第3期静岡市教育振興基本計画（令和5年3月静岡市教育委員会策定）の趣旨を踏まえるとともに、静岡県教育委員会が定める「令和7年度用教科用図書の採択指導の基本方針等について」を受けて行うものとする。
- （2）採択に当たっての教科用図書の調査研究は、「教科用図書編修趣意書」及び静岡県教育委員会が行う教科用図書の調査研究等の結果を踏まえ、学習指導要領に基づいて行うものとする。
- （3）採択は、静岡市における学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して行うものとする。
- （4）教育委員会は、採択事務の円滑な遂行に支障がない範囲で、基本方針、採択に至る経緯、採択理由その他採択に係る情報について、積極的な公開に努めるものとする。
- （5）教育委員会は、教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため、外部からの不当な働きかけ等により採択がゆがめられることのないよう、静ひつな採択環境を確保するものとする。

3 教科用図書採択の流れ

令和6年度は、中学校で使用する教科用図書採択のための静岡地区教科用図書検討委員会を設置するものとする。

以下に教科用図書採択の手順を示す。

- ① 教育委員会は、中学校で使用する教科用図書の採択候補者を選定するため、諮問機関として静岡地区教科用図書検討委員会を設置する。
- ② 教育委員会は、静岡市における学校、児童生徒、地域等の特性と、生徒の目線を踏まえて、学校経営の視点・学習指導の視点・保護者の視点で採択候補者を選定するよう、静岡地区教科用図書検討委員会に諮問する。
- ③ 静岡地区教科用図書検討委員会は、静岡地区教科用図書研究委員会に、教科用図書の調査研究を依頼する。
- ④ 静岡地区教科用図書研究委員会は、教育委員会が示した調査研究の観点をもとに教科用図書の調査研究を行い、その結果を静岡地区教科用図書検討委員会に報告する。
- ⑤ 静岡地区教科用図書検討委員会は、静岡地区教科用図書研究委員会の報告を踏まえ、静岡市におけ

る学校、児童生徒、地域等の特性と、児童生徒の目線を考慮し、学校経営の視点・学習指導の視点・保護者の視点から、採択候補者を複数選定し、教育委員会に答申する。

⑥ 教育委員会は、静岡地区教科用図書検討委員会答申をもとに審議し、投票によって1者を採択する。

4 教科用図書調査研究の観点

教育委員会は、静岡県教育委員会の教科用図書採択基準を踏まえ、以下を調査研究の観点として示す。

(1) 内容

- ア 学習指導要領の各教科の目標、各学年の目標・内容・指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに照らし、適切な内容が精選され、取り上げられている。
- イ 各学年の目標・内容の取扱いにおいて、学習指導要領の内容を、児童生徒が確実に身に付けていくために配慮されている。
- ウ 知識及び技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性の三つの力をバランスよく育む内容になっている。

(2) 組織・配列・分量

- ア 教材は、系統的・発展的に組織され、他教材・他学年・他教科との関連が考慮されている。
- イ 実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力、学んだことを生かそうとする学びに向かう力、人間性などを育む学習が適切に組み込まれている。
- ウ 全体の分量及び各領域の分量、配分は、標準授業時数に照らし、無理なく指導できるよう配慮されている。

(3) 児童生徒への配慮

- ア 児童生徒の心身の発達段階に適応し十分な理解を図ることができるものになっている。
- イ 児童生徒の生活経験や興味・関心に対する配慮がされている。
- ウ 家庭学習に主体的に取り組めるように配慮されている。

静岡県教育委員会の教科用図書採択基準

- 1 教科の主たる教材としての内容を具備し、その内容が学習指導要領の教科の目標を達成するために適切であること。
- 2 内容の組織・配列・分量が、児童生徒の学習にとって適切であること。
- 3 児童生徒、学校、地域等の特性や実態を考慮し、児童生徒の発達の段階に即していること。